

災害救助法に基づく住宅の応急修理について

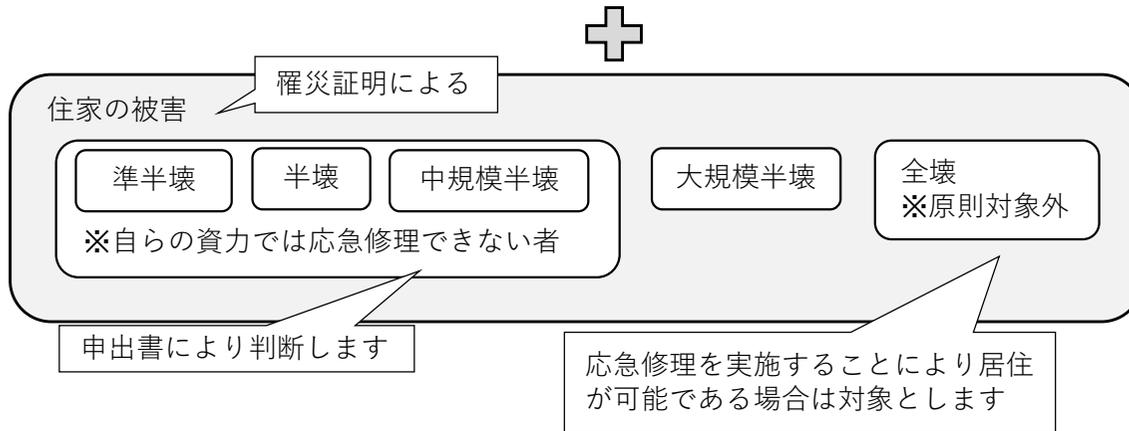
制度の趣旨

- 日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものです。
- 応急修理は、市町が修理業者に委託して実施します。

修理業者に直接代金が支払われます。
被災された方に資金が提供されるものではありません

対象者の要件

応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること



費用の限度額

1世帯当たり、 準半壊 343,000円
半壊以上 706,000円

提出書類

被災者が作成・提出するもの

- 住宅の応急修理申込書
(被害状況に関する申出書を添付)
- 資力に係る申出書
- 被害状況のわかる写真
- 罹災証明書
- 修理見積書 ※施工業者から入手

施工業者が作成・提出するもの

- 修理見積書 ※被災者に提出
- 請書
- 工事完了報告書
- 工事写真 (施行前・施行中・施工後)

